新潟県公安委員会規則第17号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

新潟県公安委員会

委員長　　小　林　　彰

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（免許申請における提示書類） **第15条の２**　規則第17条第２項第５号の規定に基づき免許申請の際に提示しなければならない書類は、自衛官の身分証明書とする。 ２　（略）	（免許申請における提示書類） **第15条の２**　規則第17条第２項第４号の規定に基づき免許申請の際に提示しなければならない書類は、自衛官の身分証明書とする。 ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。